

こども家庭庁
令和8年8月23日
10時00分現在

令和8年熊本地震に関する被害状況等について（第49報）

【現地災害対策班関係】

- 熊本県庁へ職員2名を7/31より派遣、更に8/2より1名を追加で派遣（計3名）
 - 熊本県防災センターに到着済み（現在第5陣、派遣人数延べ17名）
 - 8/18から新たに審議官1名を派遣し現地体制を強化
- 現地の状況把握及び自治体等の要望聴取を目的として、医系技官を8/17、心のケア等の専門性を有する専門職を8/18より現地へ派遣。
- 熊本県庁こども関係部局及び熊本県保育協会より情報共有
- 被害状況等を把握するため、被災した児童福祉施設等及び避難所の現地調査を実施。現地において、以下の事項について情報収集を実施。（8/18）
 - ・乳幼児や妊婦も含めた避難所の対応については、DHEAT等のチームと市町村が連携し、対応・アウトリーチ等を実施中。
 - ・市町村固有の業務である乳幼児健診については、被災市町の母子保健部局が、順次再開等に向けて準備中（※）。
- （※）乳幼児健診については、八代市以外は再開済み又は今週中に再開予定。八代市は健診場所が確保できず、現時点では再開できないが、9月再開を目指して検討中。

【児童福祉施設等関係】

（1）児童福祉施設等の被害状況

熊本県内の270施設から以下の報告あり。（8/23）
上記被害があった施設において、人的被害なし。

- 保育所・認定こども園：宇城市・八代市・氷川町に所在する82施設は全て再開済み。
上記を含め県内の保育所等は全て、児童の受入れ体制を整えている。

（参考）

- 放課後児童クラブ：宇城市・八代市・氷川町に所在する59か所のうち、46か所において再開済み（開所率78%）。（8/19現在、熊本県提供資料）

引き続き情報収集に努める。

市区町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			建物被害		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県（合計）	<u>270</u>	<u>246</u>	<u>172</u>	<u>167</u>	45	<u>9</u>	140	<u>54</u>
宇城市 （うきし）	<u>28</u>	<u>27</u>	<u>18</u>	<u>18</u>	7	<u>2</u>	18	<u>10</u>
八代市 （やつしろし）	53	48	21	19	6	3	43	<u>18</u>
御船町 （みふねまち）	5	4	4	4	0	0	1	0
益城町 （ましきまち）	19	15	15	15	9	0	3	0
甲佐町 （こうさまち）	2	2	2	2	1	0	1	0
熊本市 （くまもとし）	<u>69</u>	<u>65</u>	<u>52</u>	<u>52</u>	11	0	22	9
水俣市 （みなまたし）	10	10	10	10	0	0	0	0
合志市 （こうしし）	14	12	14	12	0	0	0	0
和水町 （なごみまち）	1	1	1	1	0	0	0	0
宇土市 （うとし）	32	26	13	12	6	1	30	5
南関町 （なんかんまち）	1	1	1	1	0	0	0	0
西原村 （にしはらむら）	1	1	1	1	0	0	0	0
芦北町 （あしきたまち）	3	3	2	2	0	0	2	0
嘉島町 （かしままち）	8	8	7	7	0	0	3	0
大津町 （おおづまち）	1	0	0	0	1	0	0	0

玉名市 (たまなし)	1	1	1	1	0	0	0	0
天草市 (あまくさし)	4	4	2	2	0	0	2	0
美里町 (みさとまち)	2	2	1	1	2	1	2	1
上天草市 (かみあまくさし)	8	8	2	2	1	1	8	7
阿蘇市 (あそし)	1	1	1	1	0	0	0	0
氷川町 (ひかわちょう)	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	1	1	<u>5</u>	<u>4</u>
菊陽町 (きくようまち)	2	2	2	2	0	0	0	0
合計	<u>270</u>	<u>246</u>	<u>172</u>	<u>167</u>	45	<u>9</u>	140	<u>54</u>

(2) 利用者関係

○被災した教育・保育給付認定保護者等に対して、市町村の判断により、利用者負担額を減免した際に、減免した部分についても国と地方の補助割合に従い補助対象とする。(7/28)

○災害等やむを得ない事情がある場合には、利用定員を超えて特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことができる旨の運営基準規定を周知し、各施設等における利用定員の弾力化について配慮を要請。(7/28)

○臨時休園等期間中に利用料が発生している場合には、その利用料分を減算することなく施設等利用費の支給を行うことを認める。(7/28)

○災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

- ・定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および費用負担に係る特例について都道府県等に周知。(7/28、7/30)

○各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。

- ・児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないこと。

(7/29)

- ・母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サー

ビスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること（7/29）

○放課後児童クラブを普段利用していない児童の柔軟な受け入れ、利用していたクラブが被災した場合に他事業所での臨時的な受け入れに配慮を要請。（8/7）

○児童館、地域子育て支援拠点事業等を活用したこども・子育て家庭の居場所の提供に関する検討を要請。（8/7）

○在籍する保育所等を利用できなくなっている場合には、在籍する保育所等以外の保育所等を一時的に利用できることを踏まえ、柔軟な教育・保育の提供について配慮を要請。（8/7）

○保護者が災害の復旧に当たっている場合には、保護者の就労状況等の如何に関わらず、保育の必要性が認められ、保育所等を利用することができること。（8/7）

○保育所等の利用者が被災により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合には、市町村の判断により利用者負担の減免を行っていること。（8/7）

○二次避難等先で保護者から一時的な保育所等の相談があった場合の対応について周知。（8/10）

○二次避難を検討されている保護者向けに、転園手続きが不要であることや、ここ de サーチで保育所等を検索できる旨のパンフレットを作成・周知。（8/10）

○臨時休園等した保育所等に在籍するこどもの保護者等に係る利用者負担額の取扱いについて周知。（8/10）

○放課後児童クラブについて、他県において広域受け入れをおこなっている自治体情報を周知。（8/12）

（３）事業者関係

○子育て短期支援事業の取り扱いについて

・子ども・子育て支援交付金の交付対象事業である子育て短期支援事業のうち、短期入所生活援助（ショートステイ）事業について、被災したことにより一時的に養護を必要とする家庭が対象に含まれていること、利用日数等の弾力的な取扱いを行う旨周知。（7/28）

○各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としていることも等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域におけるこども等への相談支援を積極的に行うよう要請。（7/28）

○児童福祉施設等の人員基準等の取扱いについて

・人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨を都道府県に周知。（7/28）

○各都道府県に対して、被災した学生への対応及び指定保育士養成施設の運営に係る取扱いを周知（7/30）

○被災により利用児童が増減しても、放課後児童クラブに対する補助金に影響がない

取扱いを周知（8/7）

○被災時のこどもの心のケアに関するガイドラインについて、国立研究開発法人成育医療研究センターを通じて周知。（7/31）

○保育所等が災害により臨時休園を行った場合等の給付費の支給の取扱いについて周知。（8/7）

○施設型給付費から義援金を支出することは差し支えない旨を周知。（8/7）

（４）その他

○各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。

- ・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置（7/28）
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予等（7/28）
- ・児童手当の認定等に係る添付書類の取扱いや申請等が遅れた場合の措置（7/29）

○各都道府県等に対し、避難所における妊産婦及び乳幼児に対する健康管理等に関する支援のポイントなどをまとめた事務連絡を送付し、保健師、助産師等の方々への周知を要請。（7/29）

【障害児施設関係】

（１）障害児施設の被害状況

熊本県内及び長崎県内の 84 施設から以下の報告あり。（8/23）

上記被害があった施設において、人的被害なし。

引き続き情報収集に努める。

市区町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			建物被害		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県（合計）	82	72	31	31	38	26	62	47
宇土市 （うとし）	20	18	11	11	10	8	14	13
宇城市 （うきし）	25	25	12	12	17	14	18	16
熊本市 （くまもとし）	15	10	5	5	5	1	12	1
御船町 （みふねまち）	4	4	0	0	0	0	4	4
益城町 （ましきまち）	3	1	0	0	3	1	0	0

嘉島町 (かしままち)	1	1	1	1	0	0	1	1
上天草市 (かみあまくさし)	1	1	0	0	0	0	1	1
人吉市 (ひとよしし)	1	0	0	0	0	0	1	0
氷川町 (ひかわちょう)	2	2	0	0	0	0	2	2
八代市 (やつしろし)	9	9	1	1	3	2	9	9
大津町 (おおづまち)	1	1	1	1	0	0	0	0
長崎県 (合計)	2	2	0	0	0	0	2	2
島原市 (しまばらし)	2	2	0	0	0	0	2	2
合計	84	74	31	31	38	26	64	49

(2) 利用者関係

○災害により被災した要援護障害者等への対応について

- ・災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請。(7/28)

○被災されたストーマ保有者に対する支援について

- ・ストーマ用品セーフティネット連絡会による、被災されたストーマ保有者に対する約1ヵ月分のストーマ用品の無償提供等の支援について周知。(8/6)

○支給決定等の取扱いについて

- ・被災した障害者等が他の市町村に避難した場合の支給決定の取扱い等を各都道府県に周知。(7/29)

○被災により利用料の支払いが困難な者について、障害福祉サービス事業所等は利用料の支払いを猶予することができ、都道府県又は市町村は利用料を免除することができることを周知。熊本県に対し、熊本県及び管内市町村における利用料の免除の意向確認を依頼。(8/4)

○災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

- ・定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および措置負担に係る特例につ

いて都道府県等に周知。(7/28、7/30)

○災害により被災した障害者等に対する支給決定等について

- ・ほかの市町村に避難した被災障害者等に対する給付決定等の取扱いについて都道府県等に周知。(7/28)

(3) 事業者関係

○障害児入所施設等の人員基準等の取扱いについて

- ・人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨を都道府県等に周知。(7/28)

○障害福祉報酬の請求の取扱いについて

- ・障害福祉報酬の請求について、請求書の提出期限や概算請求を可能とすることを各都道府県に周知。(7/29、7/31)

○災害に伴い一時的に避難している利用者に対する継続した障害福祉サービスの提供に係る留意事項について、熊本県及び熊本市に周知。(8/7)

(4) その他

○障害児者の安否確認等について

- ・市町村が障害児についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に周知。(7/28)

【その他】

○各都道府県・指定都市・中核市に対し、令和8年熊本地震にかかる福祉避難所に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用（人件費、旅費及び宿泊費）及び社会福祉施設等への派遣に係る旅費及び宿泊費の取扱いについて、災害救助費から支弁される旨を周知。(7/31)

○各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等において、高齢者、障害者、こども等の要配慮者の緊急的な受入、避難者への対応を依頼。(7/31)

○各都道府県・指定都市・中核市に対し、令和8年熊本地震による被害に対し社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することの特例について周知。(8/7)

○激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の公布・施行。

これにより、児童福祉施設等の災害復旧事業の国庫補助率を嵩上げ。(8/7)

○激甚災害の指定を受け、児童福祉施設等の災害復旧事業の国庫補助協議について、協議書類の提出期限の延長（通常 30 日以内のところを 60 日以内に延長）等について、都道府県等に通知。(8/7)

以上